

米子市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 市民と議会との関係（第5条・第5条の2）

第3章 議会と市長等との関係（第6条－第8条）

第4章 委員会の活動（第9条）

第5章 調査研究活動（第10条－第12条）

第6章 政治倫理及び定数（第13条・第14条）

第7章 議会事務局（第15条）

第8章 検証（第16条）

附則

地方分権の時代にあつて、自治体の自主的な意思決定と責任の範囲が拡大した今日、議会の果たすべき役割は確実に増してきている。

米子市議会にあつても、市の政策を審議する場合において、その論点及び争点を市民に明らかにし、持てる機能を十分に駆使し、議事機関としての責務を果たさなければならない。

このような認識の下、ここに米子市議会に関する基本的事項を定めることにより、米子市議会は主権者である市民を代表する機関であることを常に自覚し、市民の負託に全力で応えていくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、二代表制の下、合議制の機関である議会の役割を踏まえ、市民及び市長等との関係、米子市議会（以下「議会」という。）及び米子市議会議員（以下「議員」という。）の活

動原則等の議会に関する基本的事項を定めることにより、市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の向上と公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

（議会の活動原則）

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 公平性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を把握し、これを政策の形成に適切に反映させるよう、市民参加の機会に努めること。
- (3) 本会議及び委員会において、議員、委員会及び市長から提出された議案並びに市民からの提案に関して審議し結論を出すに当たっては、議員間の議論を尽くすよう努めること。
- (4) 議会の運営は、市民の関心が高まるよう、分かりやすい視点、方法等で行うこと。

（議員の活動原則）

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 市政の課題全般について市民の意見を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研さんに努めること。
- (3) 市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

（会派）

第4条 議員は、議会活動を行うに当たり、政策理念を掲げて会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策の立案、決定、提言等に関し、必要に応じ会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

第2章 市民と議会との関係

（基本原則）

第5条 議会は、その有する情報を積極的に発信することにより、市民との情報の共有を推進するとともに、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

2 議会は、本会議及び委員会のほか、全ての会議を原則公開とする。

3 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条の2に規定する学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査の活用並びに法第115条の2（法第109条第5項において準用する場合を含む。）に規定する公聴会制度及び参考人制度を活用して市民等の意見等を聴き、これを議会による政策の立案、決定、提言等に反映させるよう努めるものとする。

4 議会は、請願及び陳情を市民からの政策についての提案として受け止め、これらの審議等に当たっては、当該請願又は陳情を行った者から説明を聴く機会の確保に努めるものとする。

（議会報告会）

第5条の2 議会は、市政の諸課題に対処するため、市民と市政に関する情報及び意見を交換する場として議会報告会を開催するものとする。

2 議会報告会の開催に関し必要な事項は、議長が定める。

第3章 議会と市長等との関係

（緊張関係の保持）

第6条 議会と市長その他の執行機関及びその補助職員（以下「市長等」という。）とは、次に掲げるところにより、緊張関係の保

持に努めなければならない。

- (1) 本会議及び委員会における議員と市長等とによる質疑応答は、一問一答の方式等により、市政上の論点及び争点を明確にして行うこと。
- (2) 議長から本会議又は委員会への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員又は委員に対して反問することができること。

（重要政策の審議）

第7条 議会は、市長が提案した施策のうち特にその必要があると認めるもの（次項において「重要政策」という。）について、その水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 市民参画の実施の有無とその内容
- (4) 総合計画との整合性
- (5) 財源措置

- 2 議会は、重要政策の審議に当たっては、その立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、その執行後における当該重要政策の評価に資するものとするよう努めるものとする。

（政策立案機能の強化）

第8条 議会は、市の政策の水準の向上を図るため、立法機能、意思決定機能、行政監視機能、調査機能等その機能（以下「政策立案機能」と総称する。）の強化に努め、もって条例の提案、議案の修正、決議その他の政策の立案、決定、提言等を行うものとする。

第4章 委員会の活動

第9条 委員会は、その専門性と特性をいかし、市政の諸課題について適正に判断しなければならない。

2 委員会は、その審査に当たっては、法第109条第5項において準用する法第115条の2に規定する公聴会制度及び参考人制度の活用に努めるものとする。

3 委員会は、その審査に当たっては、資料等を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。

第5章 調査研究活動

(政務活動費)

第10条 政務活動費は、米子市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年米子市条例第207号。以下この条において「政務活動費条例」という。）に定めるところにより適正に執行しなければならない。

2 政務活動費に係る収入及び支出の報告書その他の書類は、政務活動費条例に定めるところにより公表するものとする。

3 政務活動費条例の改正に当たっては、議会の役割及び会派又は議員の活動の状況を踏まえ、議員間で十分に検討するものとする。

(研修)

第11条 議会は、この条例の理念を議員間で共有するため、議員の任期が開始した後、速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。

2 議会は、議員の政策の形成及び立案に関する能力の向上を図るため、議員研修の強化及び充実に努めるものとする。

3 議会は、様々な分野における専門的な知識を有する者の意見を聴く等により、議員研修の充実に努めるものとする。

(議会図書室)

第 1 2 条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

第 6 章 政治倫理及び定数

(政治倫理)

第 1 3 条 議員は、市民の代表として品位を損なう行為を慎み、また、その地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしない等、議員としての責務を正しく認識し、議会の一員として、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、米子市議会議員政治倫理条例（平成 2 6 年米子市条例第 1 1 号）を遵守しなければならない。

(定数)

第 1 4 条 議員の定数（以下この条において「議員定数」という。）は、米子市議会の議員の定数を定める条例（平成 1 7 年米子市条例第 2 0 5 号）に定めるところによる。

2 議会は、議員定数の変更にあたっては、法第 1 1 5 条の 2（法第 1 0 9 条第 5 項において準用する場合を含む。）に規定する公聴会制度及び参考人制度の活用を努め、市民の意向を把握し、本市の実情に合った定数を検討するものとする。

3 議員定数の変更に係る議案の提出にあたっては、当該変更の理由の説明を付さなければならない。

第 7 章 議会事務局

第 1 5 条 議会は、その政策立案機能の向上に資するよう、議会事務局の体制を整備するものとする。

2 議会は、議会事務局の体制を整備するため、大学等の研究機関並びに専門的な知識及び経験を有する者の積極的な活用を図る

ものとする。

第 8 章 検 証

第 1 6 条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうか検証

し、その結果について、市民に積極的に公表するものとする。

2 議会は、前項の規定による検証の結果、必要があると認めるときは、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

附 則

この条例は、この条例の公布の日以後初めて行われる一般選挙による議員の任期の初日に当たる日（平成 2 6 年 7 月 1 日）から施行する。

附 則（平成 2 9 年 3 月 2 4 日条例第 1 3 号）

この条例は、この条例の公布の日以後初めて招集される定例会の初日に当たる日（平成 2 9 年 6 月 1 9 日）から施行する。